

## ○菊池市事業承継推進事業要綱

令和6年3月29日

告示第162号

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市事業承継推進事業による補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、菊池市補助金等交付規則(平成19年規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、事業承継又は企業価値診断を対象として補助金を交付することにより、本市の後継者の課題を抱える事業者の事業を継続させ、技術・サービス・雇用の喪失を防ぐとともに、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等を行うことにより、事業者の生産性を向上させ、更なる地域経済の活性化を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 親族内承継 市内に本店又は主たる事業所を置く代表者の親族が、5年以上事業を継続している市内の事業所を事業承継すること。ただし、5年以上事業を継続している市内の事業所の個人事業主である代表者の不慮の事故等により事業継続が困難な場合で、親族が1年以内に事業を引き継ぎ、事業が継続されていると市長が認めるときは、事業承継とみなす。
- (2) 従業員承継 市内の本店又は主たる事業所で雇用される従業員が、5年以上事業を継続している当該本店又は事業所を事業承継すること。ただし、5年以上事業を継続している当該本店又は事業所の個人事業主である代表者の不慮の事故等により事業継続が困難な場合で、従業員が1年以内に事業を引き継ぎ、事業が継続されていると市長が認めるときは、事業承継とみなす。
- (3) 第三者承継 5年以上事業を継続している市内の本店又は主たる事業所(5年以上事業を継続している市内の本店又は主たる事業所の個人事業主である代表者の不慮の事故等により事業継続が困難な場合で、親族又は従業員が1年以内に事業

を引き継ぎ、事業が継続されていると市長が認めるときを含む。)を前2号に規定する者以外の者が事業承継すること。

- (4) 創業支援型(以下「I型」という。) 廃業を予定していた法人又は個人事業主から株式譲渡、事業譲渡等により、有機的一体としての経営資源を引き継いで創業していること。
- (5) 経営者交替型(以下「II型」という。) 親族内承継又は従業員承継であること。
- (6) M&A型(以下「III型」という。) 事業再編、事業統合等による第三者承継であること。
- (7) 経営革新 引き継いだ経営資源を活用して新商品の開発若しくは生産又は新役務の開発、提供等の新事業活動を通じて経営の相当程度の向上を図ること。ただし、フランチャイズ契約又は実質的にフランチャイズ契約であるとみなされるものは含まない。
- (8) 企業価値診断 市内の事業所について、事業承継を前提に経営資源の価値診断又は譲渡価格算定をすること。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、I型、II型若しくはIII型の3類型の事業承継又は企業価値診断を対象として、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 申請時において親族内承継、従業員承継若しくは第三者承継のいずれかの方法で事業承継した日から3年以内の者で、経営革新に取り組む者(以下「経営革新者」という。)であること又は事業承継を前提とした企業価値診断をする者(以下「企業価値診断者」という。)であること。
- (2) 交付の決定を受けた後に経営革新又は企業価値診断に着手する者であること。
- (3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者、個人事業者並びに市長が必要と認める事業者であること。ただし、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)の大分類A及びBに規定する農林漁業者は除く。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者であること。

(5) 市税に未納がない者であること。

(6) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 経営革新者にあつては、創業支援事業計画(平成27年総務大臣及び経済産業大臣認定)のワンストップ窓口等(以下「ワンストップ窓口」という。)で1箇月以上の期間をかけ4回以上の相談を行い、適切な事業計画を有している者であること。

イ 企業価値診断者にあつては、ワンストップ窓口で1回以上の相談を行い、適切な事業計画を有しているものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の補助対象者としな

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可又は届出を要する事業

(2) 国及び地方公共団体等の公的機関からの補助金、助成金等を活用している事業

(3) その他市長が適当でないとする事業

(補助対象事業)

第5条 この補助金の補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 経営革新事業(菊池市内において実施されるものに限る。)

(2) 企業価値診断事業

(3) その他市長が必要とする事業

(補助対象経費等)

第6条 経営革新者に係る補助対象経費は、200万円未満の補助対象事業を行う上で必要な経費とし、その内訳、補助金の額及び補助対象期間については、別表第1のとおりとする。

2 企業価値診断者に係る補助対象経費は、200万円未満の補助対象事業を行う上で必要な経費とし、その内訳、補助金の額及び補助対象期間については、別表第2のとおりとする。

3 補助金の交付は、1事業者につき前2項に規定する補助対象事業につき1回限りとする。

4 補助金の額は、規則第3条第2項に定める交付基準にかかわらず別表第1及び別表

第2に定めるところにより算定した額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を基礎として、予算の範囲内において定めた額とする。

(補助対象事業の承認)

第7条 補助金の交付を受けようとする経営革新者(以下「承認申請者」という。)であつて、当該経営革新事業が翌年度にわたるときは、承認申請者は、事業承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、事業承認書(様式第2号)により承認申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(規則様式第1号の1)に、次に掲げる関係書類のうち必要な書類を添えて、菊池市商工会(以下「商工会」という。)に提出し、商工会は意見書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第3号)
- (2) 事業承継が行われたことが確認できる書類の写し
- (3) 補助対象事業に係る金額が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象事業に係る平面図及び現況写真
- (5) 菊池市創業支援事業計画に準じた支援を受けたことの証明(様式第4号)
- (6) 市税の未納がない証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第9条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実態調査等により、その内容を審査し、補

助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助対象事業の完了に係る成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う実態調査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額の確定を通知するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消し又は変更をしたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(計画等の変更等による補助金の額)

第12条 規則第8条第3項の規定による補助金等交付決定額の変更においては、補助金の増額を認めないものとする。

2 経営革新事業において、病気等のやむを得ない事由を除き、その途中において当該事業を廃止したときは、当該事業を行っていた月数を36月で除したものに、事業の廃止前の補助対象経費を乗じて得た額を補助金の額とする。

(財産処分の制限)

第13条 申請者は、この補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 経営革新事業において、交付の決定の月から36月未滿で事業を廃止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が適当でないと思えたとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効及び検討)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日後のこの要綱の継続については、同日の到来までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第1(第6条関係)

| 補助対象経費   | 補助金の額   | 補助対象期間       |
|--|---|--------------|
| (1) 事業費<br>店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、会場借上料、外注費、委託費 | 2分の1以内で限度額100万円<br>(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) | 交付決定の日から6月以内 |
| (2) 廃業費<br>廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(I型及びIII型のみ)             |   |              |

別表第2(第6条関係)

| 補助対象経費               | 補助金の額  | 補助対象期間      |
|----------------------|--|-------------|
| 企業価値診断又は譲渡価格算定に要する経費 | 2分の1以内で限度額30万円<br>(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額) | 1事業者に限り1回限り |